

令和7年1月

神奈川県内広域水道企業団議会定例会議案

(予 算)

神奈川県内広域水道企業団

令和7年度神奈川県内広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用 水 供 給 先 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市
(2) 年 間 総 供 給 量 485,246,600 立方メートル
(3) 一 日 平 均 供 給 量 1,329,443 立方メートル
(4) 主 要 な 建 設 事 業
ア 施 設 更新 等 整 備 事 業 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の施設更新等の工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取	入
第1款 用 水 供 給 事 業 収 益	46,254,247 千円
第1項 営 業 収 益	42,604,758 千円
第2項 営 業 外 収 益	3,649,489 千円
支	出
第1款 用 水 供 給 事 業 費 用	41,728,574 千円
第1項 営 業 費 用	39,716,055 千円
第2項 営 業 外 費 用	2,012,519 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,545,610千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額918,342千円、当年度分損益勘定留保資金13,269,638千円及び建設改良積立金3,357,630千円で補てんするものとする。)。

収		入
第1款	用 水 供 給 事 業 資 本 的 収 入	3,526,494 千円
第1項	企 業 債	3,440,000 千円
第2項	補 助 金	84,994 千円
第3項	その他の資本的収入	1,500 千円
支		出
第1款	用 水 供 給 事 業 資 本 的 支 出	21,072,104 千円
第1項	受 託 建 設 費	1,500 千円
第2項	一般建設改良費	10,685,597 千円
第3項	投資有価証券購入費	200,000 千円
第4項	企業債償還金	10,160,938 千円
第5項	国庫補助金返還金	24,069 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額(千円)
施設更新等整備事業	令和8年度から令和18年度まで	25,444,000
水道施設維持管理	令和8年度から令和33年度まで	9,242,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
施設更新等整備事業	3,440,000	普通貸借又は証券発行の方法による。 起債の時期は当該年度とする。ただし、事業の進ちょく又は財政その他の都合により一部を翌年度へ繰り越して起債することができる。	年5.0%以内	公的資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合は40年以内に償還する。ただし、財政の都合により償還期間を短縮し、又は本条に定める条件の範囲内で借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 企業債償還金に不足が生じた場合における一般建設改良費及び企業債償還金の間の流用

令和7年1月30日提出

神奈川県内広域水道企業団

企業長 城 博 俊